



自転車関係事故多発!!

『自転車安全利用五則』で事故防止!!

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



『自転車及び歩行者専用』標識

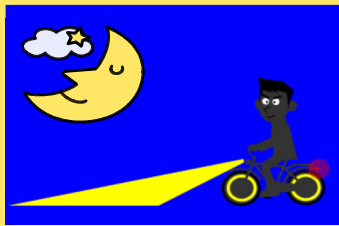
13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者以外の方は『道路標識により認められた場合』などに例外として歩道を通行することができます。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



加古川警察署管内の自転車関係事故の「8割」は交差点周辺で発生!!交差点での安全確認を徹底しましょう!

③夜間はライトを点灯



自転車のライトは前方を照らすだけでなく、自転車の存在を周囲に知らせるためにも必要な装備です。

④飲酒運転は禁止



《アルコールの運転への影響度》

◇ビールを例にとると…

『350ml缶』1本程度で

◎集中力の低下

◎多方面への注意力が向かなくなる

◎反応時間が遅れる

などの影響が出てきます!

⑤ヘルメットを着用



令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用は努力義務です!

自転車乗車中の事故死者の『6割は頭部の負傷』が原因です。必ず着用しましょう!

そして…自転車保険に加入しましょう!

自転車事故による賠償金最高額：約9520万円



兵庫県では自転車利用者の保険加入が義務化されています!万が一の事故に備えて必ず加入しましょう。

※自転車安全利用五則：令和4年11月1日改正

加古川警察署からのお知らせ(自転車事故発生状況)

① 加古川警察署管内の自転車関係人身事故発生状況(令和4年)

◆372件発生!(自転車乗車中の死者2人、負傷者365人)

◆人身事故に占める割合は30.7%で県下平均(25.4%)を上回っています。

② 一時停止規制を守りましょう!

◆自転車利用者が第1当事者となった事故(126件)の原因として、一時停止違反が最多(37件)!

◆停止線でいったん止まって『左右の安全確認』に努めましょう。

